

指摘事項と対応内容一覧

資料5-4

番号	関連箇所	ご意見	対応内容	備考
1	P23 第1章 2 空家等 の調査と問 題点	表17中に、平成25年度から5年ピッチの地域別人口の推移と空家率の推移を並列することにより、空家の問題点について分析ができないか。	人口及び空家率の推移に一定の相関関係はあると考えられる。しかしながら、空家になる要因には死亡、転居、入院又は施設入所など様々な要因があるため、その具体を人口の推移から分析することは難しい。 このたびは将来の空家の発生に大きく関係すると思われる「高齢者のみの世帯割合」と空家率を並列することにより問題点を明示したものである。	パブコメ
2	P28 第1章 4 空家等 対策の課題	空き家対策について、次のような取組が必要ではないか。 ・外国人就労者の住居として空き家を活用 ・防災対策のシェルターとして空き家を活用 ・空き家ラインロードを建設して、防火活動対策 ・公園を建設して避難場所確保、防災対策	空き家対策の取組については、計画中第3章「1 施策の柱に係る具体的な施策」のとおりである。これらの施策においては、ご意見のとおり、第1章「4 空家等対策の課題」に挙げるように、多文化共生や暮らしの安全の確保など、様々な施策の視点を取り入れながら実施していく。	パブコメ
3	P28 第1章 4 空家等	他施策の視点における「商工業、観光及び農林水産業の振興」について、創出のニュアンスは含まない	創出していく必要性も含むため、該当箇所に「創出」を追記。 (関連箇所：P30,37)	第14回空家等対策協議会

	対策の課題	のか。		
4	P28 第1章 4 空家等 対策の課題	他施策の視点として、転出抑制を加える必要があるのではないか。	転出抑制は重要な視点であるため、「移住・定住・交流促進（多文化共生、地方移住）」に転出抑制を追記。 (関連箇所：P30,37)	第14回空家等 対策協議会
5	P39 第3章 1 施策の 柱に係る具 体的な施策	表20の施策イ-ウについて、HPやLINEの活用だけではDXと言えないのではないか。	市のHP及び公式LINE等の周知のほか、AIによる自動問い合わせ回答フォームを充実させる旨を追記。 (関連箇所：P41,43)	第14回空家等 対策協議会
6	P41 第3章 2 取組施 策の評価方 法の構築	空き家の解消率等のKPIの設定についてどのように考えるか。	数値ではないものの、表21に指標を設けており、施策の柱ごとに適宜評価を行っていく。	産業建設常任 委員会
7	P41 第3章 2 取組施 策の評価方 法の構築	実効性の把握・検証において、DXを活用してはどうか。	「実効性の把握・検証を行うにあたっては、DXを活用するなど、効率的効果的な実施に努めます。」を追記。	第14回空家等 対策協議会
8	P42 第3章 2 取組施	取組の実効性の把握について、種別Aも実効性の把握が必要ではないか。	種別Aも、必要に応じて実効性を把握していく。	第14回空家等 対策協議会

	策の評価方法の構築			
9	全体	空き家所有者又は管理者は、税金対策のために空き家を撤去しないのではないか。	ご意見の税金とは、固定資産税と想定される。土地に対する課税については、住宅用地であれば課税標準の特例措置により非住宅用地よりも税額が軽減される。ただし、住宅が空家等対策の推進に関する特別措置法に規定される特定空家等又は管理不全空家等として勧告された場合においては、特例措置が解除されることとなる。本市としては、特定空家等又は管理不全空家等に対する助言・指導及び勧告を積極的に行い、空き家が放置されないように努めていく。	パブコメ